

危険物新聞

第 426 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町 1 丁目 5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定 価 1 部 60 円

平成元年度 (財)大阪府危険物安全協会

総会、優良会員表彰

6 月 8 日 (木)、会員ら 170 余名出席



(財)大阪府危険物安全協会では、平成元年度総会並びに優良会員表彰式を 6 月 8 日 (木) 午後、東洋ホテルで開催した。

午後 3 時より第 1 部表彰式が始まり、(財)大阪府危険物安全協会理事長表彰並びに感謝状が、特別功労者 4 名、会員特別功労者 8 名、優良危険物事業所 58 社、優良会員事業所 11 社、優良危険物取扱者 4 名及び懸賞論文入選者 1 名にそれぞれ記念品と共に贈られた。

式は、鴻野副理事長の開会の挨拶にはじまり、順次表彰が行なわれ、特別来賓の谷川大阪府生活文化部長より知事祝辞、谷堺市・高石市消防組合消防本部消防長より府下消防長々々長祝辞があり、受彰者を代表して大阪瓦斯株式会社製造所副所長野田重雄氏の謝辞があって最後に門副理事長の開会の辞により終了した。

引き続き会員総会が行なわれ、4 時すぎに閉会。最後に懇親会に移り、なごやかなふん囲気のうちに 5 時すぎ終了した。

〔(財)大阪府危険物安全協会 理事長表彰〕 《特別功労者》

▷安部四郎 (前本会理事、前大阪府消防防災課長) ▷松田健太郎 (前本会参与、前東大阪市消防局長) ▷塩月美義 (前本会参与、前池田市消防長) ▷今井泰治 (前本会参与、前摂津市消防長)

《会員特別功労者》

▷林學 (摂津) ▷松本孝則 (交野) ▷中谷幸男 (四條畷) ▷後藤利明 (東大阪) ▷石川廣三郎 (柏羽藤) ▷米川正治 (柏羽藤) ▷松本政行 (富田林) ▷藤本好夫 (岸和田)

■優良危険物事業所

▷三菱金属大阪製錬所 (大阪) ▷大日本製薬大阪工場 (大阪) ▷昭和シェル石油大阪桜島油槽所 (大阪) ▷三平石油販売松屋町給油所 (大阪) ▷三菱瓦斯化学浪速工場 (大阪) ▷常盤商事真田山給油所 (大阪) ▷近江屋興業 (大阪) ▷日生化学工業所 (大阪) ▷近代化学工業 (大阪) ▷大谷塗料 (大阪) ▷大阪シェルパック



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャージャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただき
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号
〒550 電話 (06) 443-2456 (代)
平野営業所 大阪市平野区長吉戸 2 丁目 4 番 6 号
〒547 電話 (06) 707-3341



大池橋給油所(大阪)▷ヤナセ製油機(大阪)▷日鉄鉄
 業機長尾山探石所(箕面)▷ニューフジ石油機五月丘給油
 所(池田)▷機高尾鉄工所(豊中)▷機ダイエー水無瀬店
 (島本)▷浜理薬品工業機高機工場(高槻)▷ダイハツデ
 ィーゼル機器機(茨木)▷阪急電鉄機車両部正雀工場(摂
 津)▷山崎製パン機大阪第一工場(吹田)▷フナイ薬品工
 業機(枚方・寝屋川)▷東洋防錆工業機交野工場(交野)
 川座石油店(守口・門真)▷関西高油機(守口・門真)▷
 機椿本チェーン大東京(大東)▷辻中電化工業機(東大
 阪)▷機イネンオイルサービス河内セントラルサービ
 スステーション(東大阪)▷(社福)天心会小阪病院(東大
 阪)▷北平石油機(東大阪)▷光洋機械工業機(八尾)▷
 森田特殊機工機(八尾)▷久保田鉄工機久宝寺工場(八尾)
 ▷山本石油機(松原)▷大阪有機化学工業機柏原工場(柏
 ・羽・藤)▷機竹中工務店大阪機材センター(美原)▷(学)

＜参考図書案内について＞

- (1) 危険物改正法令経過措置マニュアル 1,500円
 監修 消防庁危険物規制課
 著 危険物規制法令研究会
- (2) 危険物関係法令改正資料集 1,800円
 —新旧対照表・通達付—
 編 消防庁危険物規制課
- ご希望の館は本会まで。(TEL06-531-9717)

帝塚山学院帝塚山学院大学(大阪狭山)▷橋本石油店(堺
 高石)▷中谷石油機(堺高石)▷山中石油機(堺高石)▷
 コスモ石油機油槽所(堺高石)▷大阪瓦斯機北製造所
 第二工場(堺高石)▷日米礦油機大阪支店(堺高石)▷機
 光明真珠工業所(堺高石)▷堺化学工業機堺事業所泉北工
 場(泉北津)▷大和ケミカル機忠岡工場(忠岡)▷機泉州
 銀行(岸和田)▷南海電気鉄道機自動車事業本部泉佐野営
 業所(泉佐野)

機優良会員事業所

▷機大丸ピーコック千里中央店(豊中)▷機興南産業
 (高槻)▷イズミヤ機枚方店(枚方・寝屋川)▷機くろが
 ね工作所(枚方・寝屋川)▷光洋機械産業機大阪工場(枚
 方・寝屋川)▷田原病院(四條畷)▷小林商産機(大東)
 ▷川村燃料店(大東)▷金剛自動車機(富田林)▷山口織
 布機(岸和田)▷セイコー機(泉南)

機優良危険物取扱者

▷機小池石油店茨木東給油所 小池茂(茨木)▷市立吹
 田市民病院 椋本勝(吹田)▷機中西可鍛鉄所 白川博
 章(河内長野)▷ユニチカ機貝塚工場 松浦陽蔵(貝塚)

機懸賞論文優良入選者

▷佐々木多四郎(機中山製鋼所)



消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を
 提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)
 東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)
 神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

危険物の規制に関する政令等の一部を 改正する政令等の施行について (その4)

(平成元年3月1日、消防危第14号、消防特第34号、消防庁次長通達)

第3 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の 基準に関する事項

13 一般取扱所の基準

イ 焼入れ又は放電加工のために危険物(引火点が70℃以上の第4類の危険物に限る。)を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)(規則第28条の54第2号、第28条の56)

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則第28条の56第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。

ウ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物(引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。)を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)(規則第28条の54第3号、第28条の57)

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が10未満のものについては、規則第28条の57第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。

エ 車両に固定されたタンクに液体の危険物(アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等を除く)を注入するもの(規則第28条の54第4号、第28条の58)

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

オ 固定した注油設備によって危険物(引火点が40℃

以上の第4類の危険物に限る。)を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量2,000ℓ以下のタンクに注入する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの(規則第28条の54第5号、第28条の59)

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。なお、昭和42年1月30日付け自消丙予発第7号都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達「販売取扱所及び一般取扱所の設置に関する運用基準について」の別添中「小口詰替専用の一般取扱所の設置に関する運用基準」は、今回の改正に伴って廃止するものとする。

カ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所(高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。)で指定数量の倍数が50未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)(規則第28条の54第6号、第28条の60)

当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか、規則第28条の60第2項又は第3項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。また、指定数量の倍数が30未満のものについては、規則第28条の60第2項若しくは第3項又は第4項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。

キ ア、イ、ウ及びカの一般取扱所においては、危険物を取り扱う設備は室内に設けられなければならないものであること。なお、これらの設備が室内において保有するものとされている空地(規則第28条の56第3項第2号、第28条の57第3項第1号、第28条の60第4項第1号)は、相互に重なってはならないものであること。

(3) 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所について、令第19条第1項の基準及び第2項の基準(②エの一般取扱所に係る基準に限る。)の

特例が定められたこと(令第19条第3項、規則第28条の61、第28条の62)。なお、当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、当該特例基準又は令第19条第1項の基準及び第2項の基準(②エの一般取扱所に係る基準に限る。)のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

(4) アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等を取り扱う一般取扱所について、令第19条第1項の基準を超える特例が定められたこと(令第19条第4項、規則第28条の63から第28条の65まで)。なお、規則第28条の64及び第28条の65で特例を定めていない事項については、令第19条第1項の基準が適用になるものであること。

(5) 昭和42年1月30日付け自消丙子発第7号都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達「販売取扱所及び一般取扱所の設置に関する運用基準について」の別添中「建築物外に設ける販売取扱所の設置に関する運用基準」による販売取扱所は、今回、令第27条第6項第2号ロの規定を明確化し、販売取扱所における危険物の詰替えが取扱基準においても禁止されたことに伴い、危険物の詰替えを引き続き行おうとする場合にあっては、一旦当該施設を廃止し、改めて一般取扱所としての設置の許可を受けなければならないこととなるが、経過措置として、当該既設の施設については当該運用基準に基づく特例基準の適用を受けることができるものであること。なお、このことに伴い、当該運用基準は廃止するものとする。

14 消火設備及び警報設備の基準

改正法に基づく危険物の範囲の見直し並びに危険物の危険性及び施設の形態に着目した製造所等の位置、構造及び設備の基準の整備により、危険物に対する消火設備の適応性並びに消火設備及び警報設備の設置基準が見直されたところであるが、その概要は次のとおりであること。なお、消火設備及び警報設備に係るこれらの規定の

運用の詳細については、別途通知する予定であること。

(1) 消火設備の基準

ア 消火設備の適応性(令別表第5)

(イ) 危険物の範囲の見直しに伴い、消火設備の適応性に応じた各級の危険物の区分が次のように改められたこと。

α 第2級の危険物が「鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの」、「引火性固体」及び「その他第2級の危険物」に区分されたこと。

β 第3級の危険物が「禁水性物品」及び「その他第3級の危険物」に区分されたこと。

γ 第4級の危険物については一の区分とされたこと。

(ロ) 従来の第2級の危険物の黄りん(含有物を含む)は、危険物の範囲の見直しに伴い、第3級の危険物とされた結果、粉末消火設備(りん酸塩類等を使用するもの)及び消火粉末を使用する消火器(りん酸塩類等を使用するもの)は適応しないものとされたこと。

(ハ) 第5級の危険物については、新たに泡消火設備及び泡を放射する消火器が適応するものとされたこと。

(ニ) 第6級の危険物については第1級の危険物と同様の危険性(酸化性)を有するものであることから、消火設備の適応性についても「その他の第1級の危険物」と同様とされたこと。

(ホ) 粉末消火設備及び消火粉末を使用する消火器「その他のもの」が、従来から用いられている「炭酸水素塩類等を使用するもの」(令別表第5備考第3号)と特殊な危険物に適応する「その他のもの」とに区分されたこと。

(ヘ) 第4種の消火設備と第5種の消火設備のうち消火器に係るものについては、危険物に対する適応

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満町1丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467-8

性が同じであるため、「第 4 種又は第 5 種」の欄に統合したものであること（令別表第 5 備考第 2 号）。

(4) 膨張ひる石及び膨張真珠岩は乾燥砂と同様の消火効果があることから、すべての危険物に適用するものとされたこと。

イ 消火設備の基準について、従来からの運用実態を考慮し、規定が整備されたこと（規則第 32 条から第 33 条の 11 まで）。

ウ 危険物の危険性及び施設の形態に着目した製造所等の位置、構造及び設備の基準の整備とあわせ、著しく消火困難な製造所等、消火困難な製造所等及びその他の製造所等の区分並びに各施設における消火設備の設置基準について、見直しが図られたこと（規則第 33 条から第 35 条まで）。

(2) 警報設備の基準

ア 危険物の危険性及び施設の形態に着目した製造所等の位置、構造及び設備の基準の整備とあわせ、警報設備の設置基準について、見直しが図られたこと（規則第 38 条第 1 項）。

イ 自動火災報知設備の設備基準についての規定が整備されたこと（規則第 38 条第 2 項）。

15 その他規定の整備が図られたこと。

第 4 製造所等における貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する事項

1 すべてに共通する技術上の基準

(1) 製造所等における貯蔵及び取扱いの技術上の基準の違反した者は、法第 10 条第 3 項違反として、3 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処せられる（法第 43 条第 1 項第 2 号）ことを踏まえ、一部の基準について、構成要件を明確にする観点から表現の整備が図られたこと（令第 24 号、第 8 号、第 9 号）。

(2) たまます又は油分離装置にたまった危険物のくみ上

げについては、給油取扱所（旧令第 27 条第 6 項第 1 号ホ）以外のすべての製造所等に共通する基準であるので、令第 24 条中に規定されたこと（令第 24 条第 4 号の 2）。

(8) その他規定の整備が図られたこと。

2 危険物の類ごとに共通する基準

(1) 第 3 類の危険物については、自然発火性物品及び禁水性物品に区分して規定が設けられたこと（令第 25 条第 1 項第 3 号）。

(2) 第 6 類の危険物については第 1 類の危険物と同様の危険性（酸化性）を有するものであることから、貯蔵及び取扱いの基準についても第 1 類の危険物と同様とされたこと（令第 25 条第 1 項第 6 号）。

3 貯蔵の基準

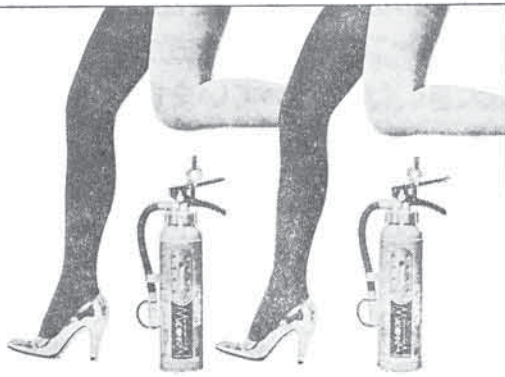
(1) 危険物施設は危険物専用の施設であることから、貯蔵所において危険物以外の物品を貯蔵することを認める規定はこれまで設けられていなかったが、今回、危険物以外の物品を貯蔵してはならない旨の規定を明確化するとともに、危険物の範囲の見直しに伴い、各類の危険物の危険性が明確にされ、危険物と同様の危険性を有する物品であってもその危険性の程度により非危険物となる物品があること、危険物と同様の危険性を有する物品（非危険物）については、これを当該危険物と同時貯蔵しても火災予防上問題がないことから、今回、一定の場合に限って、屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所における危険物と非危険物との同時貯蔵を認めることとしたこと（令第 26 条第 1 項第 1 号、規則第 38 条の 4）。なお、危険物と法別表の当該危険物が属する類の項の品名欄に掲げる物品を主成分として含有するもので危険物に該当しない物品との同時貯蔵が認められることとされたが、この場合において「主成分」とは、危険性を低減する等の目的で危険物以外の物品と混合されたものが考えられるところであり、当該物品中の主要成分であることを必ずしも意味しないもの

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
モリタの消火器
MADONNA
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



であること。また、これら非危険物との同時貯蔵の実態については、立入検査等の機会をとらえ、資料提出等によりその把握に努められたいこと。

また、第1類の危険物のうち第三種酸化性固体の性状を有するもののみ（他の危険物をあわせて貯蔵し、又は取り扱っている場合を排除する趣旨である。）を貯蔵し、又は取り扱う指定数量の倍数が10以下の新規対象の屋内貯蔵所における危険物と非危険物との同時貯蔵について、経過措置が設けられたこと（改正規則附則第23条）。

- (2) 危険物の範囲の見直しに伴い、各類の危険物の危険性が明確にされたことから、屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所において類を異にする危険物を同時貯蔵できる場合について、規定が整備されたこと（規則第39条）。また、第3類の危険物については、黄りんその他水中に貯蔵する物品と禁水性物品との同時貯蔵が禁止されたこと（令第26条第1項第1号の3）。
- (3) 従来運搬時のみ課せられていた容器への表示義務が、新たに、屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所において危険物を容器に収納して貯蔵する場合等にも課せられる（当該容器を他の容器に収納する場合にあっては双方の容器に表示しなければならない。）こととされたこと（規則第39条の3第2項から第6項まで）。
- (4) 屋内貯蔵所において、危険物を品名ごとにとりまとめて貯蔵すること及び建築物の内壁から0.3m以上、危険物の品名ごとに0.3m以上それぞれ間隔を置いて貯蔵することを義務づける規定（旧令第26条第1項第2号）が削除され、屋内貯蔵所において危険物を貯蔵し得る面積が拡大されたこと。また、屋外貯蔵所についても危険物を品名ごとにとりまとめて貯蔵すること及び危険物の品名ごとに0.5m以上間隔を置いて貯蔵することを義務づける規定（旧令第26条第1項第11号）が削除されたこと。

- (5) 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所において危険物を貯蔵する場合の容器の積み重ね高さは、3m（第三石油類、第四石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合にあっては、4m）以下に制限されたこと（令第26条第1項第3号の2、第11号の2、規則第40条の2）。
- (6) 屋内貯蔵所においては、容器に収納して貯蔵する危険物の温度が55℃を超えないように必要な措置を講じなければならないものとされたこと（令第26条第1項第3号の3）。
- (7) 移動タンク貯蔵所における危険物の貯蔵の基準について整備が図られたこと。
- ア 移動貯蔵タンクには、当該タンクが貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び最大数量を表示するものとされたが（令第26条第1項第6号の2）、これは、旧令第15条第1項第17号に定められていた事項を、貯蔵の基準として規定したものであること。
- イ 積載式移動タンク貯蔵所以外の移動タンク貯蔵所においては、危険物を貯蔵した状態で移動貯蔵タンクの積替えを行ってはならないこととされたが（令第26条第1項第8号の2）、これは、積載式移動タンク貯蔵所の基準整備に伴い、貯蔵の基準についても明確に規定したものであること。
- ウ 移動タンク貯蔵所に備え付けなければならない書類として、完成検査済証のほか、新たに定期点検記録、譲渡又は引渡の届出書及び品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書が追加されたこと（令第26条第1項第9号、規則第40条の2の2）。
- (8) 屋外貯蔵所において危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合の貯蔵高さが6m以下に制限されたこと（令第26条第1項第11号の2、規則第40条の2の4）。
- (9) アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等並びに第4類の危険物のうち特殊引火物のジエチルエーテ

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
 大きく、はばたいています。
 今後ともよろしく願いいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 千108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代)
 本 社 千537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701(代)

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
 名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

ル及びこれを含有するもの（以下「ジエチルエーテル等」という。）の貯蔵の基準について特例が定められたこと（令第 26 条第 2 項、規則第 40 条の 3 から第 40 条の 3 の 3 まで）。

4 取扱いの基準

(1) 給油取扱所における取扱いの基準に係る改正内容については、別途通知する予定であること。

(2) 第一種販売取扱所及び第二種販売取扱所における取扱いの基準

販売取扱所において危険物を容器に詰め替えることのできないことは、定義上明らかにされているが（令第 3 条第 2 号）、取扱いの基準においてもその趣旨が明確に規定されたこと（令第 27 条第 6 項第 2 号）。

(3) 移動タンク貯蔵所における取扱いの基準

ア 移動貯蔵タンクからは液体の危険物を容器に詰め替えてはならないのが原則であるが、安全な注油に支障がない範囲の注油速度（灯油にあっては 60ℓ/分以下、軽油にあっては 180ℓ/分以下）で注入ホースの先端部に 手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により運搬容器に引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物を詰め替えることができることとされたこと。（令第 27 条第 6 項第 4 号ロ、規則第 40 条の 5 の 2）。

イ 積載式移動タンク貯蔵所及びアルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所における取扱いの基準について特例が定められたこと（令第 27 条第 6 項第 5 号、第 6 号、規則第 40 条の 8 から第 40 条の 10 まで）。なお、当該特例基準は、令第 27 条第 6 項第 4 号の基準（令第 27 条第 6 項第 5 号及び第 6 号でその規定の例によるものとされている基準に限る。）に付加して適用されるものであること。

(4) アルキルアルミニウム等及びアセトアルデヒド等の取扱いの基準について特例が定められたこと（令第 27 条第 7 項、規則第 40 条の 11 から第 40 条の 13 まで）。

第 5 運搬及び移送の技術上の基準に関する事項

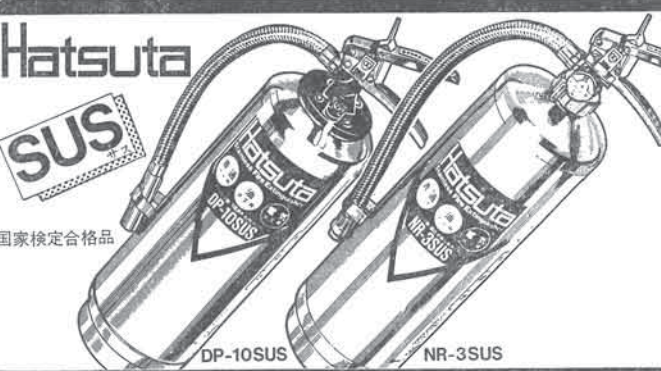
1 運搬容器の技術上の基準

(1) 危険物について危険性の程度に応じて、危険等級Ⅰ、危険等級Ⅱ及び危険等級Ⅲに区分されたこと（規則第 39 条の 2）。なお、この区分は、原則として、第 1 の 3 及び第 1 の 7 の各級の危険物を判定するための試験及び危険性のランク付けに係る試験において示される性状に応じたものであること。

(2) 運搬容器の構造及び最大容積については、従来の個別の品名に対応して定めるのを原則とする方法を改め、固体又は液体の別、危険物の類別及び危険等級に応じて包括的に規定されたこと（規則第 43 条第 1 項本文、別表第 3、別表第 3 の 2）。なお、改正前の危険物の規制に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第 3 の基準に適合するものと運搬の安全上同等以上であると自治大臣が認めて告示していた最大容積が 245ℓ以下の鋼製のドラム缶（改正前の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 68 条の 3）は、規則別表第 3 及び第 3 の 2 のなかに取り込まれたこと。また、規則別表第 3 及び第 3 の 2 の基準に適合しない特殊の運搬容器で規則別表第 3 及び第 3 の 2 の基準に適合するものと運搬の安全上同等以上のものについて告示で定められたこと（規則第 43 条第 1 項ただし書、告示第 68 条の 3、なお、規則第 39 条の 3 第 1 項、告示第 68 条の 2 の 2）。

(3) 運搬の安全上運搬を制限する必要がある危険物及び当該危険物を運搬する場合の運搬容器の構造及び最大容積について、別に定めることができることとされたこと（規則第 43 条第 3 項）。

(次号へ続く)



Hatsuta
SUS

国家検定合格品

DP-10SUS NR-3SUS

ハイクレード満載!

ホテル・オフィス・マンション・病院・公共施設
などインテリア性を重視する場所に最適

- 粉末 - DP-10SUS・20SUS
- 強化液 - NR-3SUS・6SUS

ハツタ・ステンレス消火器

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近3-5 平573 TEL (0720) 56-1281110
大阪支社
〒555 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎(06) 473-4870

平成元年度（7月～来年2月）

保安講習はじまる

危険物取扱者保安講習は、消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等（ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設）で危険物の取扱いに従事する危険物取扱者（保安監督者を含む）は、定められた期限内にこの講習を受講しなければならない義務がある。受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

また、上記以外の危険物取扱者も受講することができ、他府県で交付された免状所有者も大阪府で受講することができる。

大阪府では、財大阪府危険物安全協会が大阪府より委託を受け、本年も別掲のとおり、7月から来年2月まで延40

回開催の予定である。

講習は①石油コンビナート ②化学工場 ③給油取扱所 ④タンクローリー ⑤その他、と5部門に分けて開催するので、原則として業種区分の講習を受講されたい。

なお、申込書様式は、府下各消防本部で配布。

受講手続きの手順

- 1 受講申込書（指定の往復ハガキ様式）に、希望する会場等を記入して、郵送して下さい。
- 2 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。
- 3 指定された申請日に、申請場所で、申請書（返信ハガキ裏面）に受講手数料（4000円の大阪府証紙）を貼付して、申請します。（証紙は申請場所で発売）申請書が受理されると、受講券及びテキストが交付されます。
- 4 受講
講習当日、受講券、免状及びテキストを持参し、所定の講習3時間を受講すると、免状に受講済印を押し交付。

平成元年度 危険物取扱者保安講習実施予定表

◇石油コンビナート関係

| (回数) | (開催日時) | (会場) | |
|------|------------|----------|-----|
| * 1 | 9/21(木)午後 | 臨海センタービル | 堺市 |
| * 2 | 9/28(木)午後 | 〃 | 〃 |
| 3 | 10/18(水)午後 | 大阪此花会館 | 大阪市 |
| * 4 | 10/19(木)午前 | 臨海センタービル | 堺市 |
| * 5 | 10/19(木)午後 | 〃 | 〃 |
| * 6 | 10/26(木)午前 | 〃 | 〃 |
| * 7 | 10/26(木)午後 | 〃 | 〃 |

◇化学工場関係

| | | | |
|----|------------|------------|-----|
| 8 | 7/14(金)午前 | 大阪府立労働センター | 大阪市 |
| 9 | 7/18(火)午後 | 〃 (満席) | 〃 |
| 10 | 10/25(水)午後 | 大阪府商工会館 | 〃 |
| 11 | 2/15(木)午後 | 〃 | 〃 |

◇ローリー関係

| | | | |
|------|-----------|----------|------|
| 12 | 9/2(土)午後 | トラック協会会館 | 大阪市 |
| * 13 | 10/4(水)午後 | 大阪市消防学校 | 東大阪市 |
| * 14 | 10/12(木)夜 | 臨海センタービル | 堺市 |

◇給油取扱所関係

| | | | |
|------|-----------|------------|------|
| * 15 | 7/6(木)午後 | 堺市民会館 | 堺市 |
| 16 | 7/14(金)午後 | 大阪府立労働センター | 大阪市 |
| 17 | 7/19(水)午後 | 大阪府商工会館 | 〃 |
| * 18 | 10/3(金)午後 | 大阪市消防学校 | 東大阪市 |

◇その他一般

| | | | |
|------|------------|-----------------|------|
| * 19 | 7/7(金)午後 | 堺市民会館 (満席) | 堺市 |
| 20 | 7/18(火)午前 | 大阪府立労働センター (満席) | 〃 |
| 21 | 7/26(水)午前 | 大阪府商工会館 | 〃 |
| 22 | 7/26(水)午後 | 〃 | 〃 |
| 23 | 7/28(金)午後 | 貝塚市福祉センター | 貝塚市 |
| 24 | 10/17(火)午前 | 大阪府立労働センター | 大阪市 |
| 25 | 10/17(火)午後 | 〃 | 〃 |
| 26 | 10/24(火)午後 | 和泉解放総合センター | 和泉市 |
| 27 | 10/27(金)午後 | 守口市文化センター | 守口市 |
| 28 | 11/1(水)午後 | 八尾市消防本部 | 八尾市 |
| 29 | 11/2(木)午後 | 高槻市消防本部 | 高槻市 |
| 30 | 11/6(月)午後 | 吹田メイシアター | 吹田市 |
| 31 | 2/上旬午後 | 堺勤労会館 | 堺市 |
| 32 | 2/14(水)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 33 | 2/16(金)午後 | 〃 | 〃 |
| 34 | 2/19(月)午前 | 〃 | 〃 |
| 35 | 2/19(月)午後 | 〃 | 〃 |
| 36 | 2/下旬午後 | 北河内府民センター | 枚方市 |
| 37 | 2/下旬午後 | 茨木市商工会館 | 茨木市 |
| 38 | 2/下旬午後 | 豊中市市民会館 | 豊中市 |
| 39 | 2/26(月)午後 | 大阪府商工会館 | 大阪市 |
| 40 | 2/下旬午後 | 信用組合弘容ビル | 東大阪市 |

(注① *印は駐車場あり。

② 2月以降の分は、12月頃確定の予定。)